

## 入札説明書

この入札説明書は、令和6年9月18日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

### 2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 札幌医科大学附属病院ボイラー設備改修工事
- (2) 工事場所 札幌市中央区南1条西16丁目
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで
- (4) 建物概要 附属病院（SRC・RC造 地下2階地上13階 92,632m<sup>2</sup>、臨床教育研究棟含む）
- (5) 工事概要 附属病院のボイラー設備改修等に係る工事

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体企業又は経常建設共同企業体であつて、単体企業の要件は（1）、経常建設共同企業体の要件は（2）とする。

#### (1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する令和4年北海道告示第621号に規定する管工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 競争入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における管工事の競争入札参加資格がA等級に格付けされていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 札幌市内に本店、支店又は営業所を有していること。

ク 過去15年間（平成21年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置すること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

なお、次のいずれかに該当する場合は技術者の専任は要しないものとする。

(7) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合。

(イ) 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合。

コ 監理技術者に代えて、特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。

(7) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(エ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は石狩振興局管内の工事でなければならない。

(カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

サ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、シにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における管工事の競争入札参加資格がA等級に格付けされており、かつ、(1)のイ及びコの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オ、ケ、サ及びシの要件をすべて満たしていること。なお、(1)のキの主たる営業所については、構成員の1社が要件を満たせば他の構成員は、北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有することとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組み合わせは、北海道における管工事の競争入札参加資格の格付けがA等級又はB等級に属する者で、必ずA等級を含む組み合わせであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

#### 4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

##### (1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（契約書等の写し及び工事の概要を示す書類又は工事实績証明書並びに共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し（共同企業体として施工した実績の場合）等）

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（有効期間（審査基準日から1年7か月）内のものに限る。なお、契約予定日までに有効期限が切れるものは、入札日までに新たな通知書の写しを提出すること。）

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、経常建設共同企業体による申請の場合は、各構成員ごとに調書を作成すること。）

##### (2) 提出期間

ア 提出期限

令和6年9月18日（水）から令和6年10月1日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（郵便等による場合は必着）

イ 提出場所

札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係（大学管理棟1階）

電話番号011-688-9539

ウ 提出方法

持参または郵便等によることとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

##### (3) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

#### 5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年10月8日（火）までに書面により通知する。

#### 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和6年10月15日（火）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は提出場所（4の(2)のイに同じ。）に持参または郵便等によること。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回

答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係（大学管理棟1階）

電話番号011-688-9539

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学 大学管理棟5階 共通会議室

（郵便等による場合は、〒060-8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係あてに「北海道公立大学法人札幌医科大学公告第107号に係る入札書在中」と朱書きの上、送付すること。）

(2) 入札日時

令和6年10月22日（火） 午前10時00分（郵便等による場合は同21日（月）必着）

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

9 郵便等による入札

認める。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる恐れがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他北海道公立大学法人札幌医科大学が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に北海道公立大学法人札幌医科大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他北海道公立大学法人札幌医科大学が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、北海道公立大学法人札幌医科大学を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなる恐れがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 落札者の決定方法

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力関係事業者等であること等を理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
  - (2) 最低制限価格 設定している。
- 15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の配付等
- (1) 入札参加希望者は、競争入札参加資格申請の用に供する場合に限り、設計図書等の配付を受けることができる。
    - ア 配付期間  
令和6年9月18日（水）から令和6年10月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
    - イ 配付方法  
電子メールにより配付する。配付を希望する者は工事名称、社名、担当者氏名を明記のうえ、[kanzai@sapmed.ac.jp](mailto:kanzai@sapmed.ac.jp)に連絡すること。
  - (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参、郵便等または電子メールにより提出すること。
    - ア 受付期間  
令和6年9月18日（水）から令和6年10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
    - イ 受付方法  
持参または郵便等による場合は4の（2）のイの「提出場所」に同じ。  
電子メールによる場合は15の（1）のイのメールアドレスにて受け付ける。
- 16 支払条件
- (1) 前金払  
契約金額の4割に相当する額以内とする。
  - (2) 中間前金払  
契約金額の2割に相当する額以内とする。
- 17 その他
- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
  - (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (3) 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (4) 初度の入札で落札者が決定しない場合、初度の入札で参加した者（郵便等による入札をした者を含む。）を対象に再度入札を行う。再度入札の実施方法等は、初度の入札実施後、速やかに通知することとする。  
再度入札においても落札者が決定しない場合は、随意契約に移行することがある。
  - (5) 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
  - (6) 初度の入札において、入札者が1社の場合であっても、入札を執行する。
  - (7) 入札の取りやめ又は延期  
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
  - (8) この入札の執行は、公開する。
  - (9) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等によ

る売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）あてに提出し、本学が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、本学が指定する様式により依頼すること。

- (10) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (11) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係（電話番号：011-688-9539）に照会すること。